

高槻市告示第 431 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域の指定について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 81 条の 12 第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、管理有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「要届出管理区域」という。）として指定する。

令和 6 年 10 月 1 日

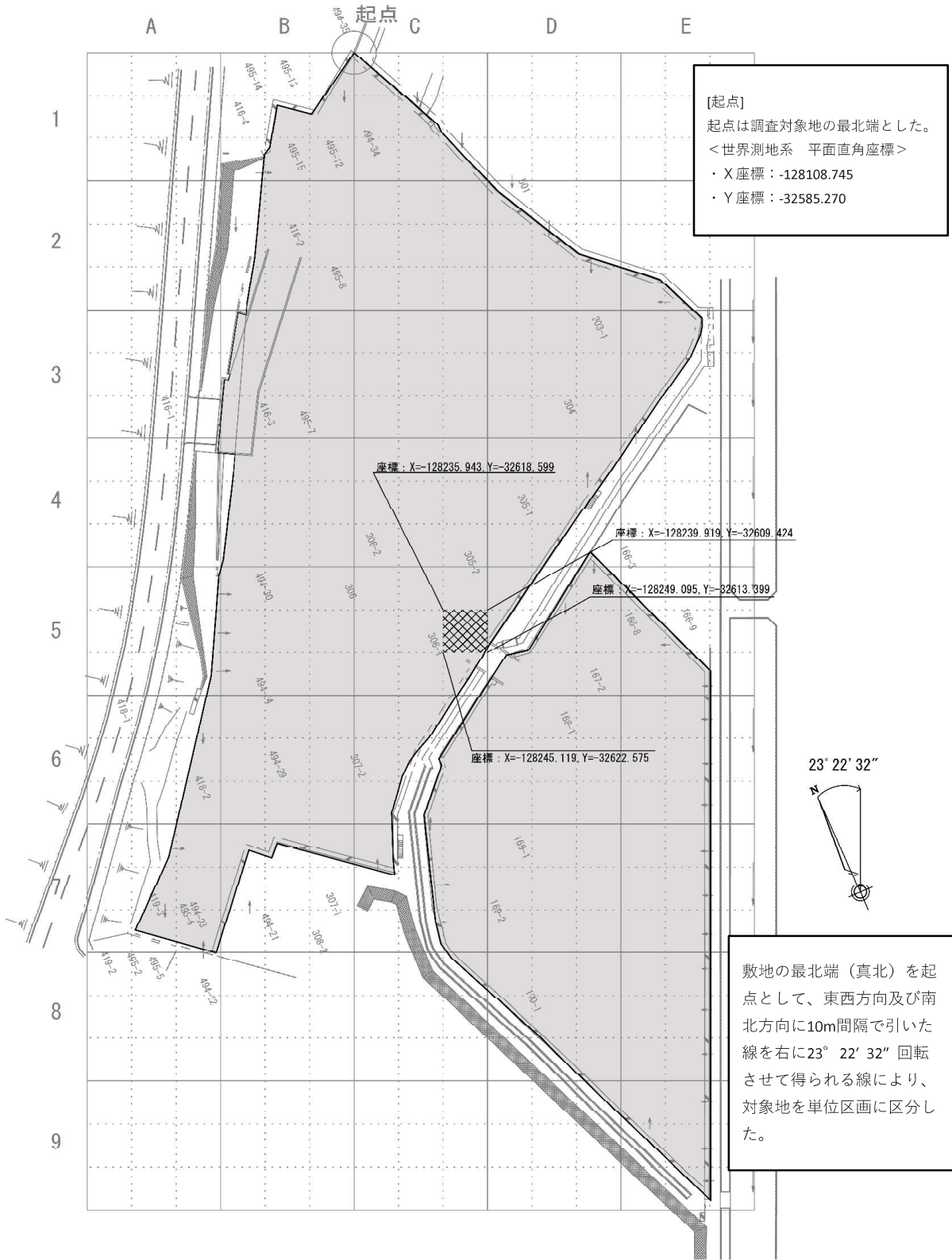
高槻市長 濱田 剛史

1 要届出管理区域として指定する区域の所在地

高槻市前島五丁目 305 番 2、306 番 1 の各一部（別図のとおり）

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）第 48 条の 33 第 2 項の基準に適合していない管理有害物質の種類

鉛及びその化合物



▨ : 要届出管理区域

■ : 調査対象地

□ : 30m 格子

□ : 10m 格子

← : 単位区画の統合

